

春日井市DV対策基本計画（第2次）実施状況報告書

—平成27年度事業実績・平成28年度事業予定—

春日井市

目次

	ページ
1 DV対策基本計画(第2次)の概要	1
2 春日井市DV対策基本計画(第2次)施策の体系	2
3 平成27年度の事業実績・平成28年度の事業予定	
基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進	
(1)市民への広報・啓発の充実	4
(2)若年層への教育・啓発の充実	5
(3)加害者に対する取組	6
基本目標2 相談体制の充実	
(1)安心して相談できる体制づくり	6
(2)相談員の資質向上	7
(3)高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	7
基本目標3 被害者の安全確保	
(1)被害者情報の保護	8
(2)保護体制の充実	10
基本目標4 被害者の自立支援の充実	
(1)生活再建への支援	11
(2)精神的な支援	14
(3)子どもへの支援	15
(4)高齢者、障がい者、外国人への支援	16
基本目標5 推進体制の充実	
(1)職員等に対する研修の充実	17
(2)苦情に対する適切な対応	17
(3)庁内の連携体制の強化	17
(4)関係機関・民間団体等との協力・連携	19

1 DV対策基本計画（第2次）の概要

（1）計画の基本理念・基本目標

DVを根絶するには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

DVの根絶と被害者の安全確保、自立に向けた取組を強化し、DVのない社会の実現を目指して、基本理念及び5つの基本目標を定めます。

基本理念 『人権が尊重されるDVのない社会の実現』

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

基本目標2 相談体制の充実

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

基本目標4 被害者の自立支援の充実

基本目標5 推進体制の充実

（2）計画の位置付け

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）に基づく基本計画にあたります。

国の基本方針や愛知県の計画を勘案し、市の実情に即した計画とします。また、新かすがい男女共同参画プランとの整合を図ります。

（3）計画の見直し

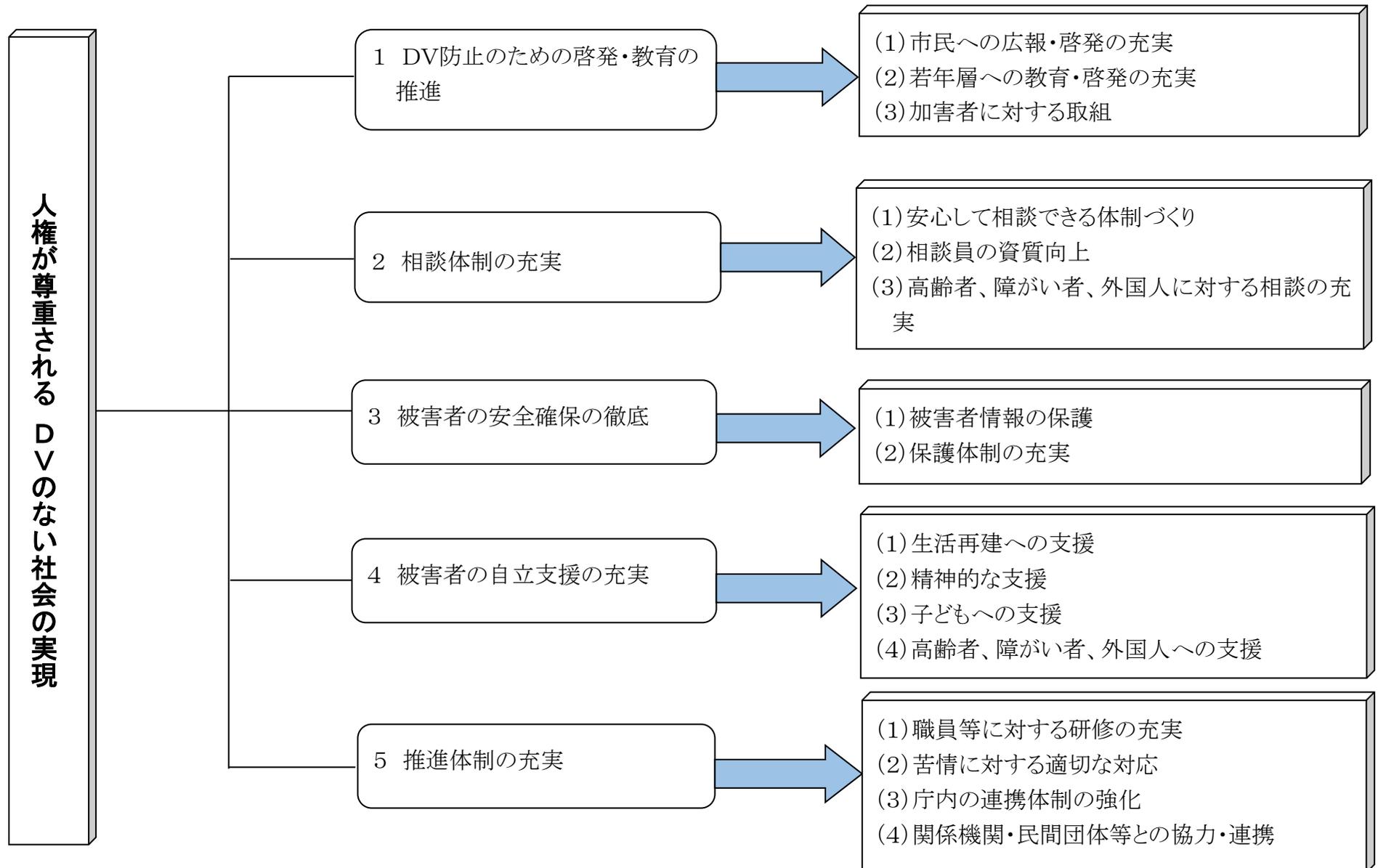
この計画は、法律及び国の基本方針や県の基本計画が大きく見直された場合、あるいは社会情勢の変動や市民のニーズの変化などを勘案し、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 春日井市DV対策基本計画(第2次)施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



平成 27 年度の事業実績・平成 28 年度の事業予定

【事業に対する自己評価】

A : 実施することができた

B : 実施に向け検討した

C : 実施できなかった

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(1) 市民への広報・啓発の充実	①広報、ホームページ等を活用した更なる啓発	広報春日井、男女共同参画情報紙「はるか」、ホームページ等により、DV防止に向けた啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報春日井11月1日号に男女共同参画啓発記事の掲載 ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行（7月、3月） 規格：A4、4ページ 部数：各 13,500部 配布先：市内公共施設、大学、高校、市内医療機関（産婦人科、市内小児科）、市内農協支店、公私立保育園・私立幼稚園年長児、町内会回覧など ※27年度より市内小児科追加 ・パネル展示 	A	事業継続	男女共同参画課
		DV防止リーフレットを作成し、公共施設等への配布・設置により、更なる啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・カード、パンフレットの配布 「パートナーからの暴力に悩んでいるあなたへ」(カード) 「デートDVって知っている？」(カード、パンフレット) 「パートナーとの関係に悩んでいるあなたへ」(パンフレット) 「あなたの近くで悩んでいる人がいます」(パンフレット) (配布先) 市内公共施設、銀行、市内医療機関(産婦人科)、大学、高校、中学校、幼稚園、保育園、スーパー、市内警察署など 	A	事業継続	男女共同参画課
		DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や民生委員・児童委員等に対して、DVに関する正しい知識とその危険性など適切な情報提供を行い、相談窓口の周知や通報等、被害者の早期発見への協力を呼びかけます。	民生委員児童委員全員協議会において、DV相談、DVセミナー等DV対策事業について説明した。	A	事業継続	男女共同参画課

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(1) 市民への広報・啓発の充実	②DVに関する正しい理解と認識を図るための講座等の実施	市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施します。	DV被害者支援者養成講座を実施。 実施日 平成27年9月16日～12月9日 (8回・水) 受講者 38名(女性37名、男性1名) (延べ230名)	A	事業継続	男女共同参画課
(2) 若年層への教育・啓発の充実	①学校における人権や男女平等についての教育の充実	小中学校において、人権週間や道徳の時間などを通じ、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	人権に関する学習(授業、講話、講演等) 人権尊重の意識高揚(作品募集等)	A	事業継続 ・人権に関する授業等(含む、講和や講演等) ・人権に関する教職員への研修 ・人権に関する作品募集への応募 ・教育相談活動や児童生徒アンケートの活用とカウンセラー、SSWの有効活用	学校教育課
	②若年層へのデートDV防止啓発事業の推進	中学生、高校生、大学生等若年層を対象とし、交際相手からの暴力問題について考える機会としてDVセミナーを開催します。	デートDVセミナーの実施 ・デートDVセミナー 「性に関する講和 ～デートDVについて考える～」 実施日 10月29日(木) 受講者 県立春日井西高等学校 全校生徒 830名 (女性472名、男性358名) ・DVセミナー 実施日 12月2日(水) 受講者 中部大学教職課程 2年生 126名 ・デートDVセミナー 実施日 12月3日(木) 受講者 県立春日井高等学校(定時制) 1学年 26名 ・「DV(ドメスティック・バイオレンス)について」 実施日 2月26日(金) 受講者 公立春日井小牧看護専門学校 2年生37名、3年生37名	A	事業継続	男女共同参画課

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(2) 若年層への教育・啓発の充実	②若年層へのデートDV防止啓発事業の推進	デートDV防止に関するリーフレットの作成・配布による啓発に取り組みます。	・デートDV防止パンフレットを配布 市内高校へ8,240部 市内15校の中学校へ各30部配布	A	作成したパンフレットを市内高校生(1年生)、中学校へ配布予定	男女共同参画課
(3) 加害者に対する取組	①「加害者更正プログラム」に関する情報収集	DVの再発防止には、加害者更正プログラムなど加害者に対する積極的な働きかけが必要なことから、国等の調査研究の情報収集に努めます。	情報収集に努めた。	A	事業継続	男女共同参画課

基本目標2 相談体制の充実

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(1) 安心して相談できる体制づくり	①相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載した携帯カードやパンフレット等の配布場所の拡大により、更なる相談窓口の周知に努めます。	相談窓口の情報を掲載した携帯カード、パンフレットの配布による周知をした。	A	事業継続	男女共同参画課
	②電話、面接、オンライン相談の充実	相談者が安心して相談できるよう、情報の管理を適切に行います。	相談記録が外部に漏れることがないよう、鍵のかかるキャビネットに保管した。 1 DV相談(面接・電話)842件 (内オンライン相談11件) 火～日曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 オンラインDV「ほっと」相談 24時間受付 2 女性の悩み相談(面接・電話)353件 (内DV 3件) 火～金曜日 13:00～16:30 3 女性のための法律相談(面接)105件 (内DV 3件) 第1～4土曜日 10:00～12:00	A	事業継続	男女共同参画課
		休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。	DV対策関係機関連絡会議にて、連絡を密にし情報を共有することを確認した。 実施日 10月9日(金)	A	事業継続	男女共同参画課

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管		
(1) 安心して相談できる体制づくり	②電話、面接、オンライン相談の充実	男性が抱える様々な問題解決のため、男性に対する相談体制を整えます。	実績なし	B	電話に関しては、相談員で対応しています。面接相談については、今後検討していきます。	男女共同参画課	
(2) 相談員の資質向上	①相談担当者への支援の充実	より適切な相談を行うとともに、複雑な問題を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の連絡会議での事例検討やスーパービジョンの実施により、相談員等の資質向上やメンタルケアを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 相談員連絡会議の実施 実施日：5月20日(水) 11月18日(水) スーパービジョンの実施 実施日：平成28年2月17日(水) テーマ：「相談業務の実情について」 講師：片桐 妙子氏 (手をつなぐ女たちの会理事長) 	A	事業継続	男女共同参画課	
(3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	①高齢者、障がい者の相談	地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	相談の必要に応じて、地域包括支援センター、障がい者生活支援センターと連携した。	A	事業継続	男女共同参画課	
			春日苑障がい者支援センター 障がい者支援センターかすがい 障がい者支援センターJHNまある 障がい者支援センターあつとわん 基幹相談支援センターしゃきょう	A	事業継続	障がい福祉課	
			相談者数 9,435名				
			4-(4)-①「高齢者、障がい者への支援」参照	A	4-(4)-①「高齢者、障がい者への支援」参照	地域福祉課 (高齢福祉課から移管)	
			地域包括支援センターが相談窓口となり必要機関に情報提供やサービスに結びつけるなど対応を行った。 総合相談件数 40,165件	A	事業継続	地域福祉課 (介護保険課から移管)	
手話通訳者の確保等により、相談者との意思疎通を図ります。	相談者が手話通訳を必要とした際、手話通訳者を依頼した。	A	事業継続	男女共同参画課			

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	①高齢者、障がい者の相談	手話通訳者の確保等により、相談者との意思疎通を図ります。	・窓口において各種手続き、相談等の手話通訳が必要となった場合は、障がい福祉課と連携をとり、相談者との意思疎通を図った。 ・平成27年度高齢者・障がい者虐待防止講演会において、手話通訳者の派遣を依頼し、障害のある人に配慮した。	A	事業継続	地域福祉課 (高齢福祉課から移管)
			DVを受け、市外から転入した聾者について、法律相談や各種手続きの際に、手話通訳者を派遣した。(実績1件)	A	事業継続	障がい福祉課
	②外国人の相談	相談時の通訳の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	・外国語によるDV防止啓発パンフレットを、相談窓口及び国際交流ルーム窓口に設置(英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・タガログ語・タイ語・日本語) ・相談者が通訳を必要とした際、通訳を依頼した。	A	事業継続	男女共同参画課

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(1) 被害者情報の保護	①住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等に制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底と連携を図ります。	選挙管理委員会及び関係各課に対し、支援措置申出者のリストを情報提供し、情報管理の徹底を周知した。	A	事業継続	男女共同参画課
			平成26年度に新たな住基システムが導入され、支援措置者に係る処理方法、他課への連携が変更されたため、新システムに適応したマニュアルを作成し対応した。 支援措置者に関するファイルにパスワードを設定し、データ流出防止策の強化を図った。	A	事業継続	市民課
			選挙人名簿抄本の閲覧時における支援対象者情報の制限	A	事業継続	総務課

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(1) 被害者情報の保護	①住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等に制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底と連携を図ります。	DV被害による一時保護施設入所措置者の要請による訪問面接を実施し、被害者の安全確保のため、生活保護開始決定後の管外転出による生活基盤の確保のため、受け入れ市との調整を行い、被害者には、住民基本台帳の閲覧制限等の申し出を行うよう助言した。	A	事業継続	生活支援課
			閲覧制限のかかった者について、窓口対応時などに安易に情報を伝えないよう留意することを職員に徹底した。保険証等帳票類の出力の際には、市民課と連携し対応にあたった。	A	事業継続	保険医療年金課
			新システムにおいて、DV等の世帯に対しては通常背景画面から色を変更して表示した。DV等の世帯に対して、住所表示を消し、すぐに該当世帯と判るような設定とした。	A	事業継続	保育課
			住民基本台帳の閲覧等の制限がある被害者の情報管理の徹底と、関係各課との連携を図った。	A	事業継続	学校教育課
	②被害者に関する情報管理の徹底	学校・保育園等において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。	保育園においても、本人等の個人情報については管理を徹底した。送り迎え等においても、指定した送迎者以外には子どもの引渡しは行わない、また、情報を漏洩することのないようにした。	A	事業継続	保育課
			転校等に伴う書類受け渡しを、被害者の意向に基づき、他市町村の教育委員会と連携しながら慎重に行った。(本来、学校間で行う処理を、必要に応じて教育委員会間で行った)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続 ・学校においても、情報管理の徹底を再度周知する。 	学校教育課

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(2) 保護体制の充実	①警察等関係機関との連携	警察との連携を強化するとともに、愛知県女性相談センター・愛知県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。	DV対策関係機関連絡会議の開催により、関係機関との連携を図った。 実施日 10月9日(金)	A	事業継続	男女共同参画課
		被害者が警察への援助の申出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会での情報共有 実務者会議 12回	A	事業継続	子ども政策課
			パンフレット(1-(1)-①)に警察の連絡先を掲載するとともに、各相談窓口(2-(1)-②)にて、情報提供に努めた。	A	事業継続	男女共同参画課
			DV被害者に対し、警察への相談やDV相談について、必要な情報提供を行った。	A	事業継続	子ども政策課
	②一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに被害者に関する情報共有を図り、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。	保護を依頼する際には、依頼者の情報を的確に伝えるとともに、入所する場合は、加害者の目に触れないよう配慮し、必ず職員2人が付き添った。	A	事業継続	男女共同参画課
			高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関との連携を進めるとともに、早期発見及び早期対応、緊急時における被害者の安全確保等を行うことにより、高齢者及び障がい者の権利擁護を図った。	A	事業継続	地域福祉課 (高齢福祉課から移管)
			虐待等発生時における障がい者の受け入れに関する協定書を市内の障がい者支援施設を運営する3法人と締結。	A	事業継続	障がい福祉課
			県女性相談センターと委託契約を結び、DV被害を受けた母子の一時保護を母子の家で受け入れる体制をとった。	A	事業継続	子ども政策課
	③民間支援団体等との連携	民間支援団体等の情報を収集し、連携に努めます。	情報を収集し、必要に応じて連携した。	A	事業継続	男女共同参画課

基本目標4 被害者の自立支援の充実

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(1) 生活再建への支援	①住宅に関する支援	市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	市営住宅のうち、単身者(一人)向けの住宅募集にDV被害者の申込資格を設け、公募を実施	A	事業継続	住宅施設課
		子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	DV被害者等を対象に母子生活支援施設への母子保護を実施した。 新規入所 9世帯	A	事業継続	子ども政策課
	②経済的な支援	関係する法律の中で、適正・迅速に支援を行います。	関係する部署・機関等と連携を図り迅速に対応した。	A	事業継続	男女共同参画課
			被害者の安全確保のため、生活保護開始決定後の管外転出による生活基盤の確保のため、受け入れ市との調整を行い、被害者には、移転先での生活再建ができるよう一時扶助を行った。 平成27年度DV相談者面接件数 37件 保護申請件数 11件	A	事業継続	生活支援課
			被害者(相談者)に対し、国民健康保険加入に関する相談を実施した。	A	事業継続	保険医療年金課
			DVで保護した母子に対し、相談、生活保護、手当申請等の必要な支援を実施した。	A	事業継続	子ども政策課
経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給した。 対象児童生徒 2,513名 支給金額 170,669,499円	A	事業継続	学校教育課			

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(1) 生活再建への支援	②経済的な支援	緊急の生活資金の助成制度について調査・研究します。	緊急時の生活資金について調査・研究した。	A	事業継続	男女共同参画課
		DVによる一時保護施設入所者については、入所中の最低生活に必要な援護が他法により受けられる。一時保護所を退所し、管外転出による生活基盤の確保のため一時扶助を行った。	DVによる一時保護施設入所者については、入所中の最低生活に必要な援護が他法により受けられる。一時保護所を退所し、管外転出による生活基盤の確保のため一時扶助を行った。	A	事業継続	生活支援課
		社会福祉協議会の生活福祉資金貸付、母子寡婦福祉資金の貸付等、既存の制度を活用し対応。	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付、母子寡婦福祉資金の貸付等、既存の制度を活用し対応。	A	事業継続	子ども政策課
		高等学校の就学支援金制度や私立幼稚園就園奨励費等、小中学生以外の就学、就園に対する支援制度を確認し、就学援助とあわせて案内した。	高等学校の就学支援金制度や私立幼稚園就園奨励費等、小中学生以外の就学、就園に対する支援制度を確認し、就学援助とあわせて案内した。	A	事業継続	学校教育課
	国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	国民健康保険、児童手当などの各種制度の周知を行い、手続きに必要な相談証明書を発行した。	国民健康保険、児童手当などの各種制度の周知を行い、手続きに必要な相談証明書を発行した。	A	事業継続	男女共同参画課
		DV避難者との面接において、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行った。	DV避難者との面接において、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行った。	A	事業継続	生活支援課
		被害者(相談者)に対し、母子・父子家庭医療費受給等に関する相談を実施。 【住基登録外でも5名受給】 母子・父子家庭医療費受給者 4名 (母親2名、子2名) 子ども医療費受給者 1名	被害者(相談者)に対し、母子・父子家庭医療費受給等に関する相談を実施。 【住基登録外でも5名受給】 母子・父子家庭医療費受給者 4名 (母親2名、子2名) 子ども医療費受給者 1名	A	事業継続	保険医療年金課
		DVで保護した母子に対し、国民健康保険、生活保護制度、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度を活用し必要な支援を実施した。	DVで保護した母子に対し、国民健康保険、生活保護制度、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度を活用し必要な支援を実施した。	A	事業継続	子ども政策課
		経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育課窓口において、児童扶養手当等の各種制度を案内した。	経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育課窓口において、児童扶養手当等の各種制度を案内した。	A	事業継続	学校教育課

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(1) 生活再建への支援	③就労に向けた支援	就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を行います。	就業支援セミナーの開催 ・女性のための就職応援セミナー ～知っておきたい就活成功術～ 実施日 9月10・17日(2回・木) 受講者 4名(女性4名)(延べ7名)	A	事業継続	男女共同参画課
			就労阻害要因のない要保護者について、ハローワークに求職活動を行うよう助言指導を行った。	A	事業継続	生活支援課
			母子家庭の母等に対し、県母子寡婦福祉連合会等が実施する講座情報の提供を行った。	A	事業継続	子ども政策課
		就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。	講座の開催 ・簿記3級をめざして 実施日 7月18日～10月10日(12回・土) 受講者 44名(女性39名、男性5名) (延べ371名) ・初級パソコン講座 実施日 9月6日～9月27日(4回・日) 受講者 19名(女性16名、男性3名) (延べ70名)	A	事業継続	男女共同参画課
			要保護者に対し、就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度等ハローワークの情報を提供した。	A	事業継続	生活支援課
			母子家庭の母等に対し、就業に結びつく可能性の高い講座費用の20%相当を支給する自立支援教育訓練給付金、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進する養成訓練学校に通う場合に支給する、高等職業訓練促進給付金の情報を提供した。	A	事業継続	子ども政策課

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(1) 生活再建への支援	③就労に向けた支援	生活困窮者への就労支援として、ハローワークとの連携に取り組めます。	生活困窮者自立支援について情報を収集し、必要に応じて連携をした。	A	事業継続	男女共同参画課
			9月まで毎月1回、ひとり親世帯の親を対象にハローワークの出張相談を行い、10月より、市役所2階に設置されたハローワークの常設窓口にてひとり親世帯の親を対象に就労相談を行った。 4～9月の出張相談における相談人数 延べ 51名 10～3月の常設窓口における相談人数 延べ 234名	A	事業継続	子ども政策課
			平成27年10月から本庁舎内に常設ハローワークを開設し、ハローワーク(国)と福祉事務所(市)による一体的な就労支援を開始した。	A	事業継続	生活支援課
(2) 精神的な支援	①医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	市が保有している病院等の情報を必要に応じて提供した。 ・市のメンタルヘルス相談 ・春日井保健所メンタルヘルス相談 ・障がい者生活支援センターしゃきょう ・障がい者生活支援センターJHNまある	A	事業継続	男女共同参画課
			心の健康に関する情報の提供や気軽な相談を実施した。 【メンタルヘルス相談】 ・精神科医師による相談(面談) 第3火曜日(午後2時～4時) 23件 ・臨床心理士による相談(面談) 第4水曜日(午後2時～4時) 28件 ・精神保健福祉士等(随時) 123件	A	事業継続	健康増進課
	②自助グループの情報提供	現在活動中の自助グループの情報を提供します。	ウィメンズカウンセリング名古屋YWCA、フェミニストサポートセンター・東海などが行う、相談窓口・講座等の情報を提供した。	A	事業継続	男女共同参画課

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(3) 子どもへの支援	①就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を引き続き実施します。	他機関(児童相談所、市担当課等)と連携し、被害者の自立に必要と認められる場合は速やかに入園・転園の許可をする等、柔軟な審査を行った。	A	事業継続	保育課
			住民登録の異動が困難な家庭に対し、校区外通学、区域外就学の対応をした。	A	事業継続	学校教育課
	②子どもの心理的ケア	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	毎月開催される「春日井市子ども若者対策地域協議会、要保護児童対策部会実務者会議」に出席し、情報の共有を図った。	A	事業継続	男女共同参画課
			春日井市子ども若者対策地域協議会、要保護児童対策部会実務者会議に毎月参加。園長会議・主任保育士会議・障がい児保育会等を毎月開催し、連携及び情報交換に努めた。	A	事業継続	保育課
			少経験者研修(2年経験者)の中でスクールソーシャルワーカーを講師として、「保護者対応」をテーマに初期対応の基本とその後の対応について研修を行った。	A	事業継続	学校教育課
			DV被害者の一時保護の際に、必要に応じて連携した。また、DV対策関係機関連絡会議等で、情報の共有をした。	A	事業継続	男女共同参画課
			DV被害世帯の児童について、児童相談センターや母子生活支援施設と連携し、児童心理士や心理カウンセラー等による心理的ケアを行った。	A	事業継続	子ども政策課
愛知県春日井児童センター等との連携により、子どもの心理的ケアを実施します。	春日井市子ども若者対策地域協議会、要保護児童対策部会実務者会議に毎月参加。園長会議・主任保育士会議・障がい児保育会等を毎月開催し、連携及び情報交換に努めた。	A	事業継続	保育課		

施策	事業内容		平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(3) 子どもへの支援	②子どもの心理的ケア	愛知県春日井児童センター等との連携により、子どもの心理的ケアを実施します。	学校教育課に所属するスクールソーシャルワーカーが児童相談センターと連携し、問題を抱えた家庭の子どもや保護者の心理的ケアを実施した。	A	事業継続	学校教育課
(4) 高齢者、障がい者、外国人への支援	①高齢者、障がい者への支援	福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら、状況に応じた支援を行います。	相談状況に応じ、関係部署・機関等と連携した。 ・障がい者生活支援センターしゃきょう ・障がい者生活支援センターJHNまある	A	事業継続	男女共同参画課
			高齢者への支援として、養護老人ホームへの入所措置、特別養護老人ホーム等への措置、緊急対応ショートステイの利用、個別ケースへの相談対応などを行った。 また、地域包括支援センター、生活援護課、男女共同参画課、女性相談センター、かけこみ女性センターあいち、春日井警察署など、関係機関と連携を図った。	A	事業継続	地域福祉課 (高齢福祉課から移管)
			地域包括支援センターが窓口となり必要機関に情報提供やサービスに結び付けるなど対応を行った。	A	事業継続	地域福祉課 (介護保険課から移管)
			相談支援事業を基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターに委託し、日常生活の相談や福祉サービスの利用援助など必要に応じた支援を行った。	A	事業継続	障がい福祉課
	②外国人への支援	在住外国人によるコミュニティ団体との連携を図ります。	・2-(3)-②参照 ・コミュニティ通訳養成講座に出席し、外国人への支援について連携を図った。	A	事業継続	男女共同参画課

基本目標5 推進体制の充実

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(1) 職員等に対する研修の充実	①DVに対する正しい理解のための研修の実施	DVやDV被害者についての理解を深めるための研修を行うとともに、窓口等における二次被害を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。	第3部3級職員前期研修 日時 7月22日(水)2時間 講師 男女共同参画課職員 受講者 68名 第1部新規採用職員後期研修 日時 11月25日(2時間) 講師 男女共同参画課職員 受講者 70名	A	事業継続	人事課
			・DV実務者研修 開催回数 1回 ・その他参加した研修等 4回	A	事業継続	男女共同参画課
(2) 苦情に対する適切な対応	①苦情への適切な対応と情報共有	相談・支援に係る職員の対応等に関して、被害者から苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、DV対策連絡会議で情報を共有します。	苦情等なし	A	事業継続	男女共同参画課
(3) 庁内の連携体制の強化	①関係各課との連携	「DV対策連絡会議」を定期的 に開催し、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	DV対策連絡会議の実施 実施日:6月12日(金)	A	事業継続	男女共同参画課
		関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記し、状況に即した新たなマニュアルを作成します。	相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記したマニュアルに基づき、関係部署との円滑な支援を行った。	A	事業継続	男女共同参画課
			6月12日(金)開催のDV対策連絡会議に出席し、関係各課との情報共有をした。	A	事業継続	広報広聴課 (市民活動推進課から移管)
			支援措置申出を承認した際には、漏れなく男女共同参画課へ情報提供を行った。支援措置対象者の各種証明の発行については、警告表示のうえ発行できない状態とし、申請者、申請事由について交付担当課で十分確認したうえで発行する体制を構築した。	A	事業継続	市民課

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管	
(3) 庁内の連携体制の強化	①関係各課との連携	関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記し、状況に即した新たなマニュアルを作成します。	DV関連の研修へ参加(メンタルヘルス相談担当職員)	A	事業継続 研修等で得た知識を課内で共有する。	健康増進課
		介護・高齢福祉課、生活支援課、障がい福祉課、男女共同参画課、女性相談センターなど、必要に応じて電話、協議等を行い、関係各課と連携を図った。 また、高齢者虐待防止マニュアルの作成に向け検討を行った。	B	事業継続 高齢者虐待防止マニュアルの作成を進める。	地域福祉課 (高齢福祉課から移管)	
		「対応マニュアル」を設置した。	A	必要に応じ、マニュアルの見直しを行う。	障がい福祉課	
		面接相談において、DV被害の申し出があれば、男女共同参画課、子ども政策課と連携を取り、迅速に対処する体制をとった。	B	状況に即した新たなマニュアルを作成する。	生活支援課	
		DV被害者等市外住基登録者の国保加入対応マニュアルに沿った運用をした。	A	事業継続	保険医療年金課	
		DV対策連絡協議会等で関係部署との連携を推進するとともに、新たなマニュアルの作成について協議した。	B	事業継続	子ども政策課	
		他機関(児童相談所、市担当課等)と連携し、被害者の自立に必要と認められる場合は速やかに入園・転園の許可をする等、柔軟な審査を行うためのマニュアルづくりを検討した。	B	事業継続	保育課	
		窓口等で相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記し、状況に即したマニュアルを作成する。	A	事業継続	住宅施設課	

施策	事業内容	平成27年度事業の実績	自己評価	平成28年度事業の内容・方向性	所管
(3) 庁内の連携体制の強化	①関係各課との連携 関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記し、状況に即した新たなマニュアルを作成します。	DVマニュアル(学校教育課作成)に基づいて、適切に対応した。	A	事業継続 改善点等があれば、新たにDVマニュアルを修正し、適切に対応する。	学校教育課
(4) 関係機関・民間団体等との協力・連携	①関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	「DV対策連絡会議」を開催し、事例検討や取り組み課題の解決を図るとともに、更なる協力・連携の強化を図ります。	DV対策関係機関連絡会議の実施 実施日：10月9日(金)	事業継続	男女共同参画課
		被害者支援に関わる人材の養成に努めます。	DV被害者支援者養成講座を実施。 実施日 平成27年9月16日～12月9日 (8回・水) 受講者 38名(女性37名、男性1名) (延べ230名)	A	DV被害者支援者養成講座を実施予定 男女共同参画課

春日井市DV対策基本計画（第2次）実施状況報告書

—平成27年度事業実績・平成28年度事業予定—

発行 平成28年6月

編集 春日井市市民生活部男女共同参画課

〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地

電話 0568-85-4401

FAX 0568-85-7890

E-mail danjo@city.kasugai.lg.jp

発行 春日井市